

持続的な林業経営確立支援事業 Q & A

1. 事業内容について

| Q | A |
|------------------|---|
| 1 事業の目的は何か | <p>1) 雇用管理の改善により安心して働ける環境を実現すること（雇用の安定）</p> <p>2) 事業の合理化により適正な森林管理・木材安定供給を実現すること（森林整備の促進）</p> <p>を実行できる「地域の中核的な林業事業体」を育成することで、本県における林業経営モデルを構築することを目的としています。</p> <p>さらに県としては、確立した経営モデルを波及させることで、県内林業事業体の安定経営につなげ、ひいては、県が掲げる森林施策の目標達成に寄与することをねらいとしています。</p> |
| 2 事業者にメリットはあるか | <p>林業分野に精通した経営コンサルタントの伴走支援を受けることで、第三者の客観的な助言を踏まえたうえで、将来ビジョンや事業計画を作成することができます。現状分析や将来の方向性を検討する機会になればと考えています。</p> <p>県としても、農林振興事務所の林業普及指導員や市町村に派遣している奈良県フォレスターが事業執行を支援します。</p> <p>また、事業計画に基づく担い手対策や生産対策を幅広く実施することができるため、既存の補助事業等では対象とならない取組を行っていただくことができます。</p> |
| 3 補助事業者となる要件はあるか | <p>認定事業体（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第3項の規定に基づき、改善措置についての計画を知事により認定された林業事業体）を対象としています。</p> <p>現時点で認定事業体でない場合は、事業実施に合わせて改善計画の認定を知事に申請していただく必要があります。</p> |
| 4 補助金はいくら受給できるのか | <p>補助は対象経費の2分の1以内で、1事業体あたりの補助金上限は200万円となります。</p> |

持続的な林業経営確立支援事業 Q & A

1. 事業内容について

| Q | A |
|-------------------------------|---|
| 5 補助対象とならない経費はあるか | <p>事業実施年度に国・県・市町村の補助や民間助成金を受けている取組は対象外です。また、物品の単なる更新、維持管理、不動産取得、職員人件費に要する経費も対象外です。</p> <p>財源として森林環境譲与税を活用しているため、税の趣旨に合致しない取組も対象外としています。</p> |
| 6 何年間取り組むことができるのか | <p>今年度採択された事業者を最長3年間支援する計画です。ただし、各年度で成立する予算の範囲内となります。</p> |
| 7 どのような取組が補助対象となるのか | <p>1) 事業計画作成・実行 2) 事業計画に基づく担い手対策 3) 事業計画に基づく生産対策</p> <p>を補助対象としており、1) は必須の取組としています。また、1) を実効性の高いものとするため、経営コンサルタントによる伴走支援を必須の取組としています。</p> |
| 8 事業計画の作成・実行とはどのような取組か | <p>1) 経営コンサルタントによる計画作成・実行管理の伴走支援 2) 先進事例視察 3) 計画作成・実行管理に向けたスキルアップ研修 4) その他、県が認める課題解決に向けた取組です。</p> |
| 9 事業計画の作成・実行はなぜ必須の取組なのか | <p>現状を的確に分析し、将来どうあるべきかを検討するうえで、第三者の客観的な助言を踏まえたうえで、将来ビジョンや事業計画を作成し、伴走支援を受けながらそれを実行することが必要だと考えています。</p> |
| 10 経営コンサルタントはどのような人をお願いすればよいか | <p>林業事業体に対するコンサルタント経験を有している等、林業の業態を踏まえた的確な助言を実施できる者を選定してください。</p> |

持続的な林業経営確立支援事業 Q & A

1. 事業内容について

| Q | A |
|---------------------------------------|---|
| 11 担い手対策とはどのような取組か | 1) 多様な人材の育成・確保 2) 安全・快適装備導入 3) 労働安全衛生の確保 4) 人材育成に向けたスキルアップ研修 5) その他、県が認める課題解決に向けた取組です。 |
| 12 生産対策とはどのような取組か | 1) 森林GIS等の導入による事業効率化 2) 生産性向上に向けた装備導入 3) 生産性向上・森林経営計画作成等作成に向けたスキルアップ研修 4) その他、県が認める課題解決に向けた取組です。 |
| 13 「その他、県が認める課題解決に向けた取組」とは具体的にどういふことか | 経営コンサルタントの助言を受けて実施する、県が当初設定した事業区分では分類できない取組です。 各年度に提出する事業実施計画の承認をもって、県が認めたものとみなします。 |

持続的な林業経営確立支援事業 Q & A

2. 事業計画について

| Q | A |
|------------------------------------|--|
| 1 事業計画とは何か | 将来ビジョン、事業の数値目標及び数値目標達成に向けた具体的な取組内容を記載した5カ年の計画です。 |
| 2 事業計画には何を記載するのか | 1) 将来ビジョン 経営理念、経営方針、経営ビジョン、事業領域 2) 数値目標 林業従事者数、森林整備面積、素材生産量、生産性、森林整備部門の事業利益 3) 数値目標に対する具体的な目標 計画の実行、担い手対策、生産対策 4) 職員の行動規範 キーワード、目標、実行 について、経営コンサルタントの助言を受けながら作成していただきます。 |
| 3 計画に対する結果の報告は必要か | 毎年度事業終了後6月末までに、事業計画に実績値を記載のうえ県へ提出する必要があります。 |
| 4 実行ノルマはあるのか | 数値目標については、3年で1割、5年で2割増を目安としていますが、達成できなかった場合の罰則は設けていません。 |
| 5 3年間補助を受けるとして、5年計画の残りの2年はどうすればよいか | 将来的な自走を想定していることから、3年間の支援実施後は、自主的に取り組んでいただくこととしています。 |

持続的な林業経営確立支援事業 Q & A

3. 募集について

| Q | A |
|---------------------|--|
| 1 募集期間はいつからいつまでか | 令和8年7月3日から7月24日になります。 |
| 2 何者募集しているのか | 2事業者程度です。 |
| 3 応募に必要な書類はどのようなものか | 持続的な林業経営確立支援事業募集要領に定める応募申請書に必要事項を記載してご提出ください。 |
| 4 どうやって事業者を選定するのか | ご提出いただいた応募申請書に記載の実施体制、実施者の概要、現時点で想定している事業内容等を元に選定委員会において審査を行い、事業者を決定します。 |
| 5 添付書類は必要か | 県に提出済の資料は提出不要です。 必要に応じて県より追加資料の提出をお願いする場合があります。 |

持続的な林業経営確立支援事業 Q & A

4. 事業実施について

| Q | A |
|--------------------------------------|---|
| <p>1 補助事業を実施するに際しどのような手続きが必要となるか</p> | <p>1) 事業実施計画の提出・承認 2) 補助金交付申請書の提出・交付決定(変更手続き) 3) 実績報告書の提出 の流れになります。</p> |
| <p>2 初年度の事業実施計画はどのように記載すればよいか</p> | <p>この取組に必要であると想定される経費をご記入ください。ただし、経営コンサルトに要する経費は必須となります。 経営コンサルトによる伴走支援の過程で、必要となる経費に変更がある場合は、交付申請の変更手続きを行っていただきます。</p> |
| <p>3 どういった場合に変更手続きが必要か</p> | <p>1) 補助金の額の変更 2) 事業の3区分毎に3割を超える増減がある場合については、重要な変更になりますので、事前に変更申請を行い県の承認を受けて下さい。</p> |
| <p>4 県はサポートしてくれるのか</p> | <p>事業を実施するにあたっては、県産材利用推進課の他、管内農林振興事務所の林業普及指導員がサポートを行います。また、事業体経営状況分析調査の一環として、森林技術センターがこの取組に関与します。会社所在地の市町村に奈良県フォレスターが派遣されている場合は、当該奈良県フォレスターも取組を支援します。</p> |
| <p>5 書類は事務所を経由するのか</p> | <p>県庁で直接実施します。農林振興事務所の林業普及指導員は、事業実施に際し助言指導を行います。</p> |